

会見日時 令和8年8月21日 金曜日 10時30分～11時00分

会見場所 県庁第二特別会議室

会 見 者 玉城知事

【広報監】：それでは、定例記者会見を開催いたします。本日は知事より冒頭発言が1件、発表事項が2件ございます。知事の発言の後、冒頭発言と発表事項に関する質問をお受けいたします。それでは知事、よろしくお願いいたします。

【知事】：ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。皆様おはようございます。

ではまず、冒頭メッセージからお伝えします。「台風第18号についての事前の備え」についてお伝えいたします。台風第18号は、8月25日頃から大東島地方に接近する見込みです。その後の進路等によっては、沖縄本島地方に接近する可能性もあります。県民の皆様、そして沖縄に来られていらっしゃる皆様には、適宜、最新の気象情報を確認していただくとともに、次の点に気をつけていただき、台風への事前の備え、対策をよろしくお願いいたします。

まず1つ、屋外での作業は台風が接近する前、早めに実施してください。今年度、これまでに沖縄に接近した台風の影響により、風に煽られての転倒等による負傷者が40人以上発生しています。風が強くなる前、大雨が降る前に、側溝や排水溝の掃除、風に飛ばされそうな物の建物の中への移動および固定、雨戸や板での窓の補強、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼るなど、事前の備えをお願いいたします。なお、風雨が強まっている中での屋外での作業は大変危険ですので、絶対に行わないでください。

2つ目は、停電、断水への「事前の準備」をお願いいたします。断水や停電の発生に備え、飲料水や食料の確保、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯トイレなどの準備、携帯電話やモバイルバッテリーの充電、浴槽に水をためておくなど、事前の準備や対策に努めてください。

3つ目は、事前に避難場所や避難経路などの確認を行っておいてください。市町村が作成しているハザードマップを事前にご確認いただき、避難場所や避難経路、浸水や土砂災害の危険性が高い場所の確認を行ってください。

4つ目は、海上や海岸付近での活動です。海上や海岸付近での活動、マリンスポーツを予定されている方は、台風の接近前であっても、台風の影響によりうねりや高波などの危険が生じ、命に関わる重大な事態となる恐れがあります。最新の気象情報等を確認のうえ、ご自身の安全を第一に慎重に行動してください。

そして最後ですが、観光などで滞在されている皆様へのお願いです。観光などで沖縄に滞在されている方は、航空便の変更やホテルの延泊などについて、旅行会社やホテルスタッフ等へ事前にご相談をよろしくお願いいたします。沖縄県では、市町村や関係機関と連携し、県民の皆様、沖縄に来られている皆様の安全確保に全力で取り組んでまいりますので、事

前の注意などについてもご協力をよろしくお願いいたします。

【知事】:では、発表事項に移ります。まずは、「第13回沖縄平和賞受賞者」について発表いたします。「沖縄平和賞」は、アジア太平洋地域を中心とした世界平和の構築と維持に貢献した個人または団体を顕彰することにより、その促進を図り、国際平和の創造に寄与することを目的として、平成13年12月に創設されました。授賞式は2年に1回行われ、これまでに12の団体が平和賞を受賞しています。この度、有識者で構成されます沖縄平和賞選考委員会の選考を経て、第13回沖縄平和賞は、タイ北西部のミャンマーとの国境地帯を拠点として活動する「メータオ・クリニック（Mae Tao Clinic）」に贈賞することが決定いたしました。なお、国外団体への授賞は今回が初めてとなります。

メータオ・クリニックは、ミャンマーからの避難民等を対象とした幅広い保健医療サービスの提供に加え、子どもの保護や教育支援、保健医療人材の育成、国境を超えた医療機関の紹介、保健プログラムの実施、クリニックで生まれた子どもの出生登録の支援など、多岐にわたる活動を展開していらっしゃいます。その包括的な支援は、脆弱な立場にあるミャンマーの人々の居場所・地域づくりにまで波及する唯一無二のものとして、その生きる力を支えています。戦争や紛争の増加、不平等の拡大に伴って世界的な分断が深まる中、「人間の安全保障」の重要性は、ますます高まっており、このクリニックの活動は沖縄平和賞の理念である「人間の安全保障の実現の促進」に資するものとして高く評価されました。受賞者の概要は、配布資料にまとめてありますのでご覧いただければと思います。

第13回沖縄平和賞授賞式は、令和8年10月19日（月曜日）に沖縄ハーバービューホテルにて執り行います。また、授賞式に向けた気運醸成のため、県内においても関連イベントを開催いたします。詳細は、今後、沖縄県ホームページの「沖縄平和ウェブサイト」等で発表していきます。県民の皆様には、ぜひこれらのイベントに参加していただき、沖縄平和賞の意義について、共に考える機会としていただければ幸いです。なお、沖縄平和賞の賞金1,000万円につきましては、幅広く皆様からの募金によって賄われております。温かいご支援に深く感謝申し上げますとともに、引き続き、沖縄平和賞へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

【知事】:次に、去る7月13日に県議会で可決されました「ワシントン駐在問題に関する調査報告書」を踏まえ、県の報告書の「別冊」を作成いたしましたので、本日公表することといたします。百条委員会の報告書においては、法定の手続きが行われなかったことなどが報告されるとともに、駐在の設置と活動に一定の意義や成果があったとしても、手続きや管理に重大な不備があり、問題の把握と解明に向けた大きな行政コストを生じさせたこと、再発防止に向けた取組の早急な実施、今後の組織の運営・管理監督体制やガバナンスのあり方の検討、今後も

具体的な形で説明を尽くすこと、などが指摘されています。

百条委員会の報告書の内容は、沖縄県が先に公表した報告書や、議会の質疑等においても、これまで沖縄県が行ってきた説明と重なる部分もありますが、沖縄県としては、ワシントン駐在をめぐる様々な疑念を招いたことを含め、改めて真摯に受け止める必要があると考えております。沖縄県は百条委員会の報告書の内容を踏まえ、沖縄県の考え方を改めて県民にご説明するとともに、再発防止の一層の推進を図るため、県の報告書の別冊として作成することといたしました。県の報告書の別冊では、百条委員会の報告書において指摘された事項に対する県の考え方を示しております。沖縄県としては、適正な行政運営の確保のために必要なものであったとはいえ、一連の経緯においては、結果として多大な事務処理が生じたことを重く受け止めているところであり、引き続き再発防止に取り組み、適正な行政運営の確保に努めたいと考えていること、また、さらなる内部統制の徹底に努めること、県の報告書と、今回作成した別冊の公表を通じて、改めて県民の皆様には説明を行いたいこと、などを説明させていただいています。

また、百条委員会報告書の調査結果等に対する県の見解については、調査結果等に対する県の報告書の該当箇所を表形式で示すとともに、県の報告書の「要旨」と「補足」の説明を追記しております。詳しくは本日公表する別冊をご覧ください。なお、別冊においては、再発防止に向けた今後の対応として、県の報告書で示した「再発防止のための教訓」に加え、「同種の業務を行うにあたっての事務処理の方針」などを示しております。本日、私のメッセージと併せて庁内に共有を行い、高い透明性を確保した適切な行政運営を一層強力に推進していく私の決意を、職員の皆さんにも示させていただきました。行政の長として、包括的な執行管理権限を有している私としては、公務の遂行に対する県民の信頼回復に努める強い決意のもと、法令遵守および内部統制を徹底することで、今後も引き続き、再発防止と適正な行政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。発表事項は以上です。

【広報監】：それでは、冒頭発言と発表事項に関する質問をお受けします。まず、県内幹事社お願いいたします。

【記者】：ワシントン駐在の報告書の別冊なんですけれども、今回の対応というのは、県議会で百条委員会の報告書もあったのですが、問責決議も可決されています。そこで指摘された責任の取り方や示し方に応じる形で、今回の別冊公表になったという理解でよろしいでしょうか。

【知事】：県としては百条委員会の報告書の内容を踏まえた、沖縄県の考え方を改めて示すと

ということで、県民の皆様への丁寧な説明を行い、やはり再発防止の一層の強化・推進を図ることを目的として、「別冊」として公表しようということで、先に報告させていただいた報告書本文と、今回の百条委員会を受けての別冊という形で、改めて、その強化していく方向でお示しをさせていただいたという内容になっております。

【広報監】：続いて、県外幹事社お願いします。

【記者】：後身の事務所の北米拠点の再設置を検討されていると思いますが、この方針も変わらないという理解でよろしいでしょうか。

【知事】：今回、百条委員会からの報告書も出て、私どもも別冊としてその対応をお示しさせていただきましたので、今後、アメリカにおける合法的な形、そして日本における合法的な形でどのようにそれがうまく調整できるかということについて今、検討を重ねておりますので、その検討が整い次第、また新たな形で発表できればというように考えております。

【広報監】：それでは、幹事社以外の記者の皆様から質問をお受けいたします。質問はございますか。

【記者】：今の質問に重なる部分もあるのですが、今回の報告書「別冊」というのは、知事がおっしゃるものであれば、問責決議を受けたものとはまた別ということでしょうか。

【知事】：問責決議というのは、私の一連の情勢に対する対応全般について、その責任を問うたものであると、非常に私は重く受け止めておりますので、今回の百条委員会を開催せざるを得なかったワシントン事務所の状況等についても、その問責の中に含まれているというように受け止めております。

【記者】：以前の定例記者会見の中で、百条委員会の報告書の内容を精査したうえで問責決議への対応を示していきたいとおっしゃっていましたが、改めて問責決議を受けた知事の対応というのがあればお聞かせください。

【知事】：繰り返すようですが、事務執行の権限を有する長としては、行政の事務執行にいささかも疑義を持たれるようなことがあってはならないと、ましてや今回のワシントン事

務所のように、起案文書やその間の経緯を示す文書などがきちんと整備されていなかったというのは、これは著しい行政事務手続きの落度であるということを深く反省しなければならないということから、二度と再びこのようなことが再発しないようにという、その徹底した再発防止策も含めて深く反省を示しているというところであります。

【記者】：ありがとうございます。沖縄平和賞について伺いたいのですが、今回受賞された「メータオ・クリニック」というのは、県との関わりというのはあるのでしょうか。

【知事】：直接の県との関わりはないのですが、やはりこのメータオ・クリニックは、ミャンマーからの避難民に対して必要不可欠な保健医療のサービスを提供しておりますし、また、包括的な支援が、国境地帯に生活し、脆弱な立場にある人々にとって唯一無二のものであるということ、そして「人間の安全保障」の実現そのものが、沖縄においても、沖縄の戦禍や戦後に貧困等のために人の安全保障が脅かされたという歴史的な事実も共有するということから、ミャンマーの人々に対する活動を深く共感できるものであるということで、賞に値すると、平和賞委員会ではそのように認めたということですね。

【広報監】：他に質問はありますか。

【記者】：平和賞の関連なんですけれども、初の国外授賞ということで、タイとミャンマーの国境地帯で避難民などの支援をされているということで、現地では依然として人権状況を含めて非常に不安定な状況が続くのではないかと思います。今回の沖縄平和賞の贈賞によって、どのような効果や期待するところがあれば教えてください。

【知事】：沖縄平和賞を、今回、初の外国の団体に贈賞するということによって、この沖縄平和賞がどういうものかということが、より一層アジアをはじめとする国際社会に広く知れ渡っていただきたいという、その希望と、合わせて沖縄平和賞が今後も国際平和の創造に寄与することを目的としているという、その本質的な部分が、ぜひともいろいろな機関あるいは関係者の方々に注目していただきたいというように考えております。

【広報監】：他に質問はありますか。

【記者】：ワシントン事務所の質問に関してですが、百条委員会を受けてということで、前回の報告書から、県が改めて対応したものであったりとか、触れられている部分はあるかと思いますが、そのあたりどういったところ手続きを行ったものがあるか伺えればと思います。

【知事】：細かい点につきましては、知事公室長から。

【知事公室長】：今回の「別冊」におきましては重複部分が多く、それで先ほどもありましたけれども、今回の百条委員会からの報告に対する対応事項について、要旨という形で示すとともに、足りない部分、説明が必要だという部分について補足という形で、今回、説明文を追加しております。また、問題点として指摘されているのが4つほどあったかと思いますが、そういったものに対して県の考え方を示しているというような構成で、今回の別冊を作っております。以上です。

【記者】：ありがとうございます。関連してですが、知事としてはこれまで、減給条例も議会に提出しておりますが、例えば改めて臨時議会等を開くような考えはあるか、求めることがあるのかお聞かせください。

【知事】：その点についても色々と部局と調整を図りましたが、もう今の段階で任期が残り少ないということなども鑑みて、改めてこの問責決議に対する対応、および百条委員会の報告に対する対応で、何らかの方針を示すというような形での臨時議会は設けられないと、そのいともがないというようなことも含めて、議会は求めないという考えに至っております。

【広報監】：他に質問はありますか。

【記者】：台風の呼びかけについてなんですけれども、今回の台風は、旧盆の期間中と重なる可能性が見込まれておりまして、県民の中にはウークイ・ウンケー（旧盆の行事）などの買い出しとか、親族の集まりとかで、外出する機会を予定している県民も多くいらっしゃると思います。その中、台風が接近しているという中でどのように過ごすべきなのか、不安に感じている県民も多くいらっしゃると思いますが、お盆に特化した形で知事から県民に向けた呼びかけがあればお願いいたします。

【知事】：本当に県民にとって重要な年中行事に、まさに重なるようにして台風が来る、ましてや県知事選・統一選の告示日にも影響が出てくるのではないかと考えてみると、やはり事前に、十分な天気予報などの情報収集と、必要なお買い物があれば日持ちするものであれば、前もってお買い物もできると思いますし、風が強まる前にできるだけその備えをしていただいて、家族間あるいは親族の皆さんで連絡を取り合って、「じゃあウンケー（ご先祖様のお迎え）どーするねー?」「お盆どーするねー?」ということも事前に皆さんで相談しておい

ていただいて、くれぐれも外出等で怪我に見舞われることがないように、十分にご注意をいただきたいというように思います。

【広報監】：他に質問はございますか。よろしいでしょうか。 それでは続いて発表事項以外の質問に移ります。 県内幹事社お願いいたします。

【記者】：企画部が2015年に発表した基地の返還跡地や返還予定地の経済効果について更新を進めています。先日、概算のデータが公表されて、返還された跡地は28倍から41倍の効果に更新、返還予定地も18倍から19倍に上昇しています。「基地は経済発展の阻害要因」という考え方を踏まえて、更新した結果をどう受け止められているかということと、こういった場でこのデータを活用されていくのか、お聞かせください。

【知事】：ご承知の通り、沖縄県に所在する米軍基地は、人口が集中する中南部都市圏においては、市町村面積の相当の割合を占めるなど、市街地を分断する形で存在しているところもありまして、計画的な都市づくりや交通体系の整備、産業基盤の整備などの経済活動の制約になっていると認識しています。

今回公表した暫定的な時点修正の結果では、那覇新都心地区など、返還済みの3つの施設における「活動による直接経済効果」は、返還前の89億円に対し、2015年1月に公表した試算では2,459億円だったのですが、試算し直してみたところ、3,662億円、約41倍になるという試算が明らかになっています。

基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものであることは間違いありません。今後、基地返還および跡地利用が進めば、さらなる沖縄の経済発展が大きく見込まれると期待されています。

また、この時点修正結果を公表することで、県としては県内外における跡地利用への関心を喚起するとともに、跡地に潜在する発展可能性についても、県民の理解と、円滑な跡地利用の実現にぜひつなげていきたいというように考えております。今回の時点修正の結果は、2015年に公表した調査と同じ手法を用いていますので、これを最新の統計データ等に更新した、ある種「暫定的なもの」ですが、今後もまた、その価値の上昇が見込めるだろうと考えています。

今年度取りまとめる予定の「駐留軍用地跡地利用広域構想」の改定案においても検討させていただき土地利用や産業構成などを踏まえて、さらに試算を行って、今年度末を目途に公表したいと考えております。

【広報監】：次に、県外幹事社お願いいたします。

【記者】：辺野古沖の転覆死亡事故の関係なんですけれども、基地問題への抗議活動のあり方が問われている状況だと思います。抗議活動のあり方について、県、あるいは知事として、指針や宣言、声明といった形で態度や考え方を明確にする意向はありますでしょうか。

【知事】：まずこの間、事故等で亡くなられた方々にはお悔やみと、怪我をされた方々にはお見舞いを申し上げてまいりましたが、まず、辺野古沖での転覆事故につきましては、平和学習にかかる海上案内において発生したもので、抗議活動中の事故ではないということは、第11管区海上保安本部にも確認をしております。その旨を置いていただいて、沖縄県としては、諸般の抗議活動を行う際には、法令を遵守していただくということと、そして安全・安心に行われることを前提に、憲法で定めている表現の自由も保障されていることなどが重要であると、この間、発言をさせていただいています。抗議活動の安全性等については、その実施主体が責任を持って確保していただきたいというようにこれまでも述べさせていただいておりますので、議会でも記者会見でもそのような方向性でお願いを申し上げさせていただいています。

【記者】：質問の趣旨といたしましては、抗議活動と平和活動は別だということは承知しているんですけれど、沖縄がこれまで発信してきた平和活動そのものに危険性なり疑念を持たれるようなイメージを懸念してまして、こうやって会見で聞かれたら答える、議会で聞かれたら答えるというわけではなくて、沖縄の顔として、自らが積極的に発信する態度が効果的なのではないのか、いますでに答弁している内容だけでも書面なり宣言といった形として残すことが効果的なのではないか、そういった趣旨での質問なんですけど、必要性なり、その他そういう、出すことに支障があったりするからそこまでは踏み込まないというようなことになるのでしょうか。

【知事】：事故に関する県の方針やメッセージは、4月の段階ですでに発出させていただいておりますので、4月の段階で600近くの旅行関係団体・関係者間に、今後の学習における安全の確保等について県の方針は、すでにメッセージとして発信させていただいております。そして、平和学習における点につきましても、この間、私からのメッセージという形で受け取っていただければと思いますが、安全第一に、関係者間で十分その内容も把握されたうえで行っていただきたい。その場合には、平和祈念資料館あるいは公文書館等での資料の検索等も利用していただきながら、安全・安心に、そして事実に基づいた、沖縄戦の実相とその経緯等の検証についても学習の用に供していただきたいということも申し上げさせていただいておりますので、別に何かを意図的に避けているとか、何かを行わないという方針を決めているということでは全くありません。その点をご理解をいただければと思います。

【広報監】：それでは、幹事社以外の記者の皆様から質問をお受けいたします。質問はありますか。

【記者】：8月18日の那覇基地のF-15の事故について伺いたいんですけど、県としても申し入れを行ったということなのですが、まず知事としての基本的な認識と、県の対応についてお聞かせください。

【知事】：経緯については、報道関係の方々の情報もしっかりと入手をして、防衛局や自衛隊にも確認させていただきました。民間機への影響については、那覇空港事務所に確認したところ、影響便数は出発12便、最大で約9分の遅延、到着が28機で、最大35分の遅延が生じたという連絡を受けております。県としては、このような事案が発生したことは大変遺憾であり、航空自衛隊においては今回の原因の究明および安全管理の徹底など、実効性のある再発防止策を早急に講じる必要があると考えております。そのため、昨日、基地対策課長から航空自衛隊に対し、再発防止等の実施と、事故原因等に関する県や関係機関への情報提供について、口頭要請を行っております。ですのでその報告をまた精査して、なおどのような対応を取っていくかについても鋭意検討していきたいと思っております。

【広報監】：お時間が迫っております。最後に1問だけお受けします。

【記者】：今の質問に関連して伺います。今回、F-15がこのような事故を起こすということが起きたわけですが、一方で、普天間の「返還条件」として、米軍の那覇空港の使用ということも取り沙汰されています。那覇空港はすでに逼迫気味でもあると思いますが、米軍機が事故を起こせば、またこれも民間機の離着陸に影響すると思います。この点に関して、知事が懸念していることがあれば教えてください。

【知事】：近々、私も那覇空港ビルディングの案内で、那覇空港を視察させていただき申し入れをさせていただいている最中にこのような事故が発生したということは、非常に重く受け止めております。ですからその視察の際にも、できる限り那覇空港の現用状況、運用の状況と、どのような問題点をもっていらっしゃるかということもしっかりとお話を聞かせていただきながら、那覇空港の今後の活用というか運用について、どのような考え方をまとめるかということについても検討していきたいというように考えています。

ただ、ひとつ言及させていただければ、これまでも繰り返していますけれども、普天間の代替となる長い滑走路として、現況の那覇空港の滑走路を米側が使うということは、ただでさえ稠密な状況、運用が非常に過密になっており、今回の自衛隊機のような事故の発生は、やはり

その運用が厳しいうえで、どのような事故が起こるかは想定できないわけです。そういうことを考えると、さらなる過密な状態となる那覇空港の使用については、現段階では認められないと強く申し上げておきたいと思います。

【記者】：「沖縄県差別のない社会づくり条例」の関係でお伺いします。 専門家で作る審議会が、これは「ヘイトスピーチ」だということで判断して、県が氏名公表の手続きを進めていたのに、発言者本人からの提訴や抗議を受けて、これを県が途中でやめるということがありました。これは「たとえ差別をしても、訴えれば逃げられる」という、悪い前例を与えるものではないかということを考えますが、この判断が不適切だったかどうか、適切であったかどうかということを伺います。

【知事】：沖縄県差別のない社会づくり条例で定める公表の措置については、本邦外出身者等に対する不当な差別的発言に該当する表現活動について、教育活動および啓発活動の一環として、その表現活動の概要を県民へ公表することで、不当な差別的言動が何であるか、どのような影響があるか等の知識の普及および人権尊重に関する意識の啓発を図り、このような不当な差別的発言を容認しない社会の形成を目指していこうというものです。それが本条例の本旨です。

個別の事案については申し上げられませんが、公表等の措置を講じるにあたっては、この条例と、条例施行規則、および解釈運用指針等に基づいて事務処理を行っておりまして、今後も適切に対応してまいりたいと思いますが、 条例の公表措置に該当しないからといって、いかなる差別的言動であっても許されるということではありません。引き続き、県ならびに社会全体でこの不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図っていくことは、これからもしっかり行っていきたいというように考えております。

【記者】：これまで条例制定から3年が経ちまして、氏名が公表された件は今回も含めてありません。条例はできましたけれども、県が「事なかれ」で条例を運用しては、差別を非難したり啓発したり、それからマイノリティの立場を守ることができないと思いますが、条例の運用方法についての今後の知事のお考えをお聞かせください。

【知事】：これは条例を運用するうえで、至って真っ当な考えだろうと思いますが、県としては、客観的で公平かつ公正な観点から、この条例の運用、特にこの差別のない条例（沖縄県差別のない社会づくり条例）においては、氏名公表等の措置を行うかどうか慎重に判断していくということにかわりはないというように思います。

【記者】：先ほどの県外幹事社の質問に重なりますけれども、辺野古沖転覆事故について、抗議活動中の事故であると思っている方は、この場に誰一人いないと思います。抗議活動の在り方を記者が問うているのは、平和学習中の事故であり、また、知事を支持する団体が引き起こした事故であるからです。その観点で、改めて抗議活動のあり方について、知事のお考えを知事のお言葉でお聞かせいただけないかと思います。

【知事】：抗議活動の安全性等については、その実施主体が責任を持って確保すべきものであると考えています。県には、抗議活動を理由とした指導等を行う権限はありません。しかし、仮に法令に抵触するような抗議活動が行われた場合につきましては、当該法令に基づき、それを所管する機関等において適切な対応がなされるものと申し上げたいと思います。以上です。

【広報監】：以上で本日の記者会見を終了いたします。

【知事】：ニフェーデービタン。ありがとうございました。